

第38回山梨県環境保全審議会会議録

- 1 日 時 平成26年2月5日（水）午後1時30分～午後4時20分
- 2 場 所 ホテル談露館 山脈
- 3 出席者 委員（敬称略）青木 進、芦澤公子、石井迪男、石川恵、牛奥久代、
漆原正二、大久保栄治、風間ふたば、塩沢久仙、島崎洋一、
相馬保政、角田謙朗、土橋金六、永井寛子、平山公明、
深沢登志夫、古屋寿隆、山縣然太朗、山野井英俊、山本紘治、
湯本光子、横内幸枝、渡邊富孝
- 4 傍聴者等の数 8人
- 5 次 第
 - (1) 第38回山梨県環境保全審議会
 - ア 開会
 - イ あいさつ
 - ウ 議事
 - エ その他
 - (2) 閉会
- 6 議事に付した事案の件名
【審議事項】
 - (1) 第2次山梨県環境基本計画（案）について
 - (2) 温泉法に基づく掘削及び動力装置の許可について
 - (3) 平成26年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について
 - (4) 山梨県地球温暖化対策実行計画（原案）について

13:30

1 開 会

司 会 ただ今から、第38回山梨県環境保全審議会を開会いたします。

2 あいさつ

部長あいさつ

森林環境部長 ◆森林環境部長あいさつ◆

会長あいさつ

会 長 ◆山梨県環境保全審議会会長あいさつ◆

3 議 事

新委員紹介

司 会 ここで、前回11月の審議会以降、新たに就任された委員の方を御紹介させていただきます。

本日は所用により欠席されていますが、
甲府商工会議所 環境問題委員長の
佐々木 宏明（ささき ひろあき）委員 に、
今般新たに御就任いただいております。

司 会 次に、本日の出席状況についてであります。本審議会は30名の委員で構成されています。本日は、そのうち、23名の出席をいただいておりますので、「山梨県附属機関の設置に関する条例第6条第2項」の規定により本審議会が成立していることを御報告いたします。

本日の会議は、山梨県環境保全審議会運営規程第6条及び山梨県環境保全審議会傍聴要領に基づき、公開することとされておりますので、委員の皆様には御了解をいただきたいと存じます。
それでは、議事に入ります。

審議事項

会 長

はじめに、審議事項（１）の「第２次山梨県環境基本計画（案）について」を議題とします。これは、山梨県環境基本条例第８条第３項に基づく審議事項です。

この件について、事務局から説明をお願いします。

森林環境総務課長

◆審議事項(1)資料により、森林環境総務課長が説明◆

会 長

事務局からの説明が終わりました。

それでは、御質問、御意見等がございましたらお受けしたいと思います。本件については、審議会での審議も今回で３回目ということで、前回も色々な御意見をいただいていたところで、私としては大変分かりやすく丁寧な基本計画になっていると思っております。いかがでございますか。

◆会場から「異議なし」の声◆

会 長

それでは、特に御意見がないということであれば、この第２次山梨県環境基本計画（案）について御了解いただけたということにさせていただき、知事からの諮問に対しては、当審議会として案のとおりで異議ない旨県に答申したいと思います。

会 長

次に、審議事項（２）の「温泉法に基づく掘削及び動力装置の許可について」を議題とします。これは、温泉法第３２条の規定に基づく審議事項です。

この件につきましては、１月２２日に温泉部会が開催されました。部会での審議結果について、部会長から報告をお願いします。

温泉部会長

◆資料NO.2により、温泉部会長が説明、報告◆

会 長

温泉部会長からの報告が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いします。

委 員

温泉部会の判断は尊重した上で、第１号から第６号議案を拝見して感じたことをまず述べ、それから個々の議案についての確認という形で質問したいと思います。よろしいでしょうか。

会長	はい、結構です。お願いいたします。
委員長	<p>まず総括した感想として、全体的に、揚湯量の減少や泉温の低下が起きているという印象を受けます。実際、自噴と動力を用いて揚湯する温泉の比率を見ると、自噴が約20パーセント程度に減っており、動力による揚湯が70から80パーセントということになっております。こういった状況から、私は本県の温泉事情は危機的状況にあると感じております。それと同時に、温泉と地震との関係から言わせていただきたいのですが、ある学会では、温泉に起きる変化は地震の兆候であり、温泉の掘削により地震発生の頻度が高くなるということが言われていて、私もそのとおりだと考えております。</p> <p>次に個々の議案について確認させてください。よろしいですか。</p>
会長	はい、どうぞ。
委員長	<p>第1号議案の申請地の地目は何でしょうか。農地であれば農地法第5条の農地転用許可が出ておりますか。</p> <p>第2号議案は温泉非該当となったとありますが、泉温が25度以下になったから非該当ということでしょうか。温泉法で定めた温泉成分があればそれは温泉だと私は思いますが。また、廃止届がなされていない段階で新規の掘削というのはいかがなものかと思えます。</p> <p>第3号議案は、国立公園内に位置しており、自然公園法上の普通地域ですが、自然公園法上の許可は下りているのでしょうか。</p> <p>第4号議案も同様に国立公園内ですが、自然公園法に基づいた申請は出ているのか、確認をお願いします。</p> <p>そして、第5号議案。これはちょうど1年前の平成25年2月1日の第35回環境保全審議会が私が全く同じ質問をした件と同様の事例かと思えます。どういうことかといいますと、県が立入検査をして申請漏れが見つかり、「あっ、すみません」、じゃあ県の方から「申請をもう一度やり直してください」、「はい、分かりました」、で申請された、と。そんなことでいいのでしょうか。立入検査して、何らかの前科があった場合はペナルティーを科すなりしないと、たちごっこなのではないのでしょうか。温泉は我々県民の共有財産であるという認識の下で、維持管理していただきたいと思えます。</p>

<p>会 長</p> <p>温泉部会長</p>	<p>最後の第6号議案ですが、これも第2号議案と同様、泉温不足で温泉非該当となっています。先ほど言ったように成分で見れば温泉に該当しているのではないのでしょうか。</p> <p>以上でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは部会長のほうからお願いできますでしょうか。</p> <p>私の方からは最初の二つについてお答えし、個々の議案については事務局の方からお願いしたいと思います。</p> <p>まず、自噴が20パーセント、動力が70から80パーセントという自噴と動力の問題ですが、自噴するかしないかというのは温泉を掘る位置によって異なり、温泉水に対する水圧というか地面に掛かる圧力が強いかどうかで決まってきます。本県では、盆地内は水圧が高い傾向がありますが、盆地以外の所は自噴しているところが少ない上、自噴していても1分間に数リッターなど、圧が少ないところが多くなっております。一般的には自噴していないところに動力を設置して揚水することになり、審議会ではその揚げる量が適正かどうかを基準に判断しております。基本的には、1分間に200リッター以上は揚水しないというのが基準ですが、特に周りに源泉が多い所では基準よりも自粛するよう促しております。今回の議案は、40～50リッターという所が半分で、200リッターに比べると相当に少なく、そういった点を鑑みて許可という判断を下しております。</p> <p>それから2点目の、温泉の掘削に伴って地震が頻発する可能性があるという話ですが、温泉と地震の関係は私の専門ではありませんが、今まで地震が起きたケースを見ると、因果関係ははっきりしませんが、温泉ではなく、地形深部に浸み込むような破碎帯にダムを造って水を相当量溜めた場合、そういう所に地震が多いということはあるようです。温泉を汲み上げる量が多いと地震が発生するかどうかは分かりませんが、逆に地下水を埋め戻すとか、ガスを入れるとか、石油などを汲み上げる所では、掛かっていた力のバランスが崩れて地震が発生するということかと思えます。一方、本県では温泉の掘削深度について1,500メートル以上は掘れないと設定していることもあり、温泉の揚水により地下に影響を及ぼすというようなことはないものと考えております。個別の議案については事務局の方からお願いいたします。</p>
-------------------------	---

大気水質保全課長	<p>先ほどの御質問、第1号議案の地目は雑種地でございます。それから第3号、第4号議案の自然公園法に基づく許可については、手続き済みでございます。</p> <p>それから第2号、第6号議案の温泉非該当の件ですが、温泉法上、温泉は温度または成分により定義づけられております。いずれも成分ではなく温度が下がったために温泉に該当しなくなったという解釈でございます。</p> <p>最後の第5号議案の立入検査の件、以前の審議会で御意見いただいた際の説明と重複してしまうかもしれませんが、ここ10年、無許可の掘削は発生しておらず、動力設置の無許可設置の例が見られる状況です。この動力装置の無許可設置については、平成19年に温泉部会において対応方針を定めており、その方針に沿って指導を行っておりますが、無許可装置の例を見てみると、温泉法を十分理解しなかったためとか、掘削の許可のみで足りると思いついていたというような理由によるものであり、悪質というよりは、うっかりしてしまったというものが大半です。法律の周知不足については我々の指導も一つの原因かもしれませんが、いずれにしても、悪意のないものについては、申請させることで早く無許可状態を解消するよう指導しております。ただし、もちろん審議方針に適合した動力であればという条件であり、また、当然顛末書等を添付した上で申請するよう指導しております。</p> <p>以上でございます。</p>
会 長	御回答いただきましたが、よろしいでしょうか。
委 員	<p>はい、十分納得しました。あと1点要望がございます。</p> <p>温泉は山梨県の観光資源の一つです。温泉の特別保護地域として、湯村温泉、石和と春日居が指定されていますが、県内には他にも、増富や下部、西山などいい温泉がございます。これらの地域を特別保護地域に加えるという考えはありますでしょうか。</p>
大気水質保全課長	<p>現在の温泉保護対策に関する審議方針においては、特別保護地域を湯村と石和温泉という形にしておりますが、更にまた特別保護地域の指定が必要というような状況が出てくれば、部会の中でまた議論いただいて検討していくという話になるかと思っております。</p>
委 員	御説明ありがとうございました。

<p>会 長</p>	<p>それでは、他にはいかがでございましょうか。 審議事項（２）の「温泉法に基づく掘削及び動力装置の許可について」は御異議ございませんか。</p> <p>◆異議なし◆</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、知事からの諮問に対し、当審議会として異議ない旨決定されましたので、そのように答申したいと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>続いて、審議事項（３）の「平成２６年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について」を議題とします。これは、水質汚濁防止法第２１条の規定に基づく審議事項です。 事務局から説明をお願いします。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>◆資料NO.3により、大気水質保全課長が説明◆</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。それでは今の御説明に対して御質問、御意見がありましたら受けたいと思います。いかがでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>平成２４年度地下水の水質測定結果の資料を見ますと、環境基準項目については、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素が環境基準を超過した所が１地点、要監視項目では、マンガンが指針値を超過をした所が１地点あったということですが、こういった基準が超過をした所について、原因の調査といったものは実施されているのでしょうか。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>汚染井戸周辺地区調査として実施しております。これはどちらかというところスクリーニング的な調査であり、基準を超過した所の周辺に、例えば原因となる工場等があるのかを確認し、井戸があればその何カ所かを測定します。今回の例でいうと、硝酸、亜硝酸性窒素が基準を超過した原因を究明するにあたり、畜産関連の施設があるのか、農薬散布があるのか、あるいは生活排水が原因か、こういった事項について多岐にわたって検討を行います。今回の例では、周辺には養豚等の施設がないので、おそらく肥料の使用によるものということで、継続監視に繰り上げて検査していくこととなります。原因が分かった所では、例えば工場が原因となれ</p>

<p>会長</p>	<p>ば工場への指導を行います。原因不明だが今後も注視していかなければという所については継続監視をします。そういった状況でございます。</p> <p>こういった項目につきましては長年の蓄積もあり、また今までのデータも揃っているわけで、特に大きな変更ではないものと思っております。</p> <p>それでは、他はよろしいですか。審議事項（3）の「平成26年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について」は御異議ございませんか。</p> <p>◆異議なし◆</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、知事からの諮問に対し、当審議会として異議ない旨決定されましたので、そのように答申したいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>続いて、審議事項（4）の「山梨県地球温暖化対策実行計画（原案）について」を議題とします。これは、山梨県地球温暖化対策条例第8条第3項の規定に基づく審議事項です。</p> <p>この件につきましては、今年度4回にわたり地球温暖化対策部会で審議が行われております。それでは、部会での審議結果について部会長から報告をお願いします。</p>
<p>地球温暖化対策部会長</p>	<p>◆地球温暖化対策部会長から審議経過の報告、資料NO.4により、計画概要の説明◆</p>
<p>会長</p>	<p>引き続き事務局から説明をお願いします。</p>
<p>エネルギー政策課長</p>	<p>◆資料NO.4により、エネルギー政策課長から説明◆</p>
<p>エネルギー政策課長</p>	<p>それから今回、あらかじめ御質問、御意見があればということをお願いしましたところ、3名の方々から御質問、御意見をいただきました。これらについて、簡単にお答えさせていただきます。</p>
<p>エネルギー政策課長</p>	<p>まず『実行計画はエネルギー政策課だけが担当するのか。計画が該当する部署は広範囲になると思うので、どのような調整をするのか』という御質問ですが、今回の原案については、本日の審議</p>

会でお認めいただければ、知事を始め全ての部局の長で構成する庁議で調整の上、素案としてパブリックコメントの募集を行いたいと思っております。パブリックコメントの後、知事を本部長とし、庁議と同じメンバーで構成するエネルギー地産地消推進本部で最終調整をして、年度末、3月末までには計画を決定したいと考えております。この原案自体も当然様々な部署で構成する会議で調整を行ったものであり、計画の推進にあたっては全庁一丸で取り組んでいきたいと考えております。

第2の『「環境教育の推進」、「連携・協働」ということが「その他の対策」に入っているが、ワンランク上げられませんか』という御質問です。資料中に対策の体系というのがあり、地球温暖化防止対策の一番下に「その他の対策」というのがありますが、この中に「環境教育の推進」、「連携・協働」が入っており、これらを一段上に位置付けられないかという話でございます。この「その他の対策」の内訳は、メタンやフロン対策、環境教育の推進、連携・協働、となっており、これは、CO₂以外の温室効果ガスと、全ての対策に共通する基盤的な対策というものを並べたものです。その他の対策ということだと何か重視していないのでは、という誤解が生まれる可能性もありますので、御指摘を踏まえ「その他の対策」を「その他の温室効果ガス排出抑制対策」と「温暖化対策を支える取組」とに分けた形で修正したいと考えております。この修正案については、この説明の後に御審議いただければと思っております。

それから、『周知を図ることが必要であり、「実行マニュアル」のようなものを作成し、あらゆる機会を捉えて子どもも含めた県民全体に浸透させてください』という御意見です。計画を着実に推進していくためにも県民の皆様の御理解、御協力は不可欠であり、今後いかに周知していくかが課題でございます。今回の計画は、前回の計画に比べ、構成、文章等も含めなるべく分かりやすくするよう努め、中学生が読んでも分かる内容にすることを目指して作成しました。それでも分かりづらいという御指摘もあろうかと思っておりますので、簡潔に御理解いただけるようなパンフレットなどの作成も考えております。また、県で委嘱している140名ほどの地球温暖化防止推進員の方々を対象とした研修会を開催し、委員の方々を通じて県民の皆様方への周知を図ることも考えております。

続く『森林の現状を的確に捉えて、現場に対応し計画に沿った施

エネルギー政策課長

策を実現してほしい』という御意見ですが、全庁一丸となって実施すべき計画ですので、進行管理がしっかりできるよう、庁内での連携調整を図っていきたいと考えております。

それから2人目の方の御意見ですが、先ほどの環境基本計画の資料にも同じような御意見がありました。『温室効果ガスは人間がその原因となっており、人が増えすぎてしまったことをはっきり認識しなければ根本的な解決による環境保全ができない』という御意見をいただきました。地球温暖化が人間に起因すること、人の活動に伴って温室効果ガスが増加しているというのは計画の冒頭でも述べています。その増加は、特に産業革命以降の化石燃料などを使用した生産活動などに起因すると考えられており、国際社会の共通認識としては、温室効果ガスの人為的な排出抑制と吸収源対策により対策を進めていくということで、必ずしも人口削減によって温暖化を防止するという考え方には立っていません。今回の計画は、そういった国際社会の共通認識としての気候変動枠組条約や、国の温暖化対策法、あるいは県の温暖化対策条例に基づいて策定するものですので、御理解をお願いしたいと思います。

それから2番目の地熱発電の話ですが、エネルギーを所管する立場から御説明させていただきますが、地熱発電というのは大きく二つに分けることができます。一つは、150度以上の高熱の蒸気や熱水により発電するもので、環境省が平成22年に調査をしたところ、北海道や東北、九州ではポテンシャルが非常に高い一方で、山梨県では150度以上の蒸気や熱水はゼロ、という結果が出ています。もちろん何千、何万メートル掘ったり、あるいはマグマまで行けば違うかもしれませんが、経済性や実用的なことを考えると、本県にはポテンシャルがないということです。もう一つ、100度以下の低温でも可能なバイナリー発電というものがありますが、最低70度以上は必要とされており、県内の温泉ではほとんどが70度未満ではないかと思われれます。そういったこともあり、現状では地熱発電については計画に含めていませんが、技術開発により県内でも実用レベルで温泉熱発電ができるようになる可能性もありますので、その際には計画を見直していきたいと思っております。

最後の『森林吸収源対策のため、森林の鳥獣害、主にシカ害を防止するためにオオカミを導入すること』については、先ほど環境

エネルギー政策課長

基本計画の審議の際に森林環境総務課長から説明しておりますので、省略させていただきます。

それから3人目の方の御質問です。最初の『前実行計画の検証について、前の計画の目標達成は難しい方向と捉えてよいのか、そうならば検証は十分に行ったのか』という御質問です。前の計画で採用していた温室効果ガスの算定方法では、目標達成は難しいものと考えております。前の計画では、電力由来のCO₂を算定する場合、県外にある火力発電所から発生するCO₂、つまり東京電力全体になりますが、東電が発電するために単位当たりどのくらいのCO₂を発生させたかを示す排出係数というものを電力量に乗じてCO₂排出量を計算していました。そうすると、CO₂が東電全体で増えてしまえば、県民がいくら削減努力をしても目標達成に結び付かないという問題点がありました。特に、2011年度以降は火力発電所がフル稼働状態で、排出係数も相当上昇しており、こういった算定方法では排出量はなかなか減らないため、目標の達成は難しい状況です。前の計画の検証としては、この算定方法に問題はないのか、そうは言っても県内の取り組み自体にも問題があったのでは、ということも含め様々な論点から議論を行いました。その結果、今回の計画では算定方法を見直し、県民の取り組み成果を反映させるよう、2010年度を基準に排出係数を固定し、県民やあるいは事業所の努力が正確に反映できる形にしました。さらにその取り組みの成果を実感できるような進行管理指標を設け、対象の中身についても前の計画になかったような様々なものを含めております。

2番目の御質問は『国の計画との比較で、国の計画と基準年を同じにしなかった理由と、前の計画に比べやや目標が後退した感があるがその理由は』ということです。国の基準年と揃っていないということですが、実は前の計画も国は1990年、本県は2005年と、別々の基準年を採っていました。この部分は必ずしも国に合わせる必要はなく、他県においても統一されていません。本県では、震災前後で県民の意識が大きく変わったのでは、ということも考慮し、2010年度を基準年にしました。目標設定については、前の計画は国が示した数値や考え方を本県の人口や製造品出荷額等に当てはめ、案分した数値を設定しましたが、今回はこれまでの県内の取り組みや、それによる削減効果を積み上げることで目標を設定しました。したがって、精度が高くなった分、

現実的な数字になっております。反面後退したという印象を与えるかもしれませんが、これまでの実施状況も踏まえ、県として責任を持って県民にお示しできる目標としたものでございます。それから御意見も幾つかいただきました。まず、県・市町村で連携して計画を進めてほしいという御意見ですが、様々な機会を通じて市町村には周知を図り、計画策定についても協力や説明を行っていきたいと考えております。

2番目は、小水力発電をもっと積極的にやったら良いという御意見でした。小水力発電は、千キロワット以下のものをいいますが、実際は100キロ程度というのが相当多い上、設置条件を満たす場所が少なく、河川などの近くに限定されております。そのため、目標値としては相対的に小さな数値となっておりますが、大変貴重なエネルギーだと認識しておりますので、私どもとしても積極的にこれを推進していきたいと思っております。

それから達成度などについて毎年様々な場面で発表してほしいという御意見ですが、県政広報番組なども使いながらできるだけ多くの場で発表していきたいと考えております。

また、熱利用の推進の啓発ですが、これも大変重要と考えており、特に家庭などでの活用が大きな効果を呼ぶと思っておりますので、イベントなどの機会を通じて紹介していきたいと思います。最後に、太陽光発電の管理についての相談などについて、NPOなどと連携して進めてほしいという御意見をいただきました。私どもとしてもぜひとも御協力をお願いしたいと思っております。

エネルギー政策課長

大変駆け足で御説明させていただきました。それでは先ほどの、「その他の対策」に関する修正については、修正案を準備いたしましたので、まずこの案について御審議いただければと思っております。よろしくお願いたします。

会 長

はい、大変丁寧に御説明いただきました。

それでは今お話がありました修正案ですが、「その他の対策」を、「その他の温室効果ガス排出抑制対策」と、「温暖化対策を支える取組」の二つに分けたいということでございますけれども、これについて何か御異議ございますでしょうか。

◆異議なし◆

<p>会 長</p>	<p>はい、大変分かりやすくなると思いますので、ではこれで異議なしということで、修正案を認めていただいたと御理解ください。それでは地球温暖化対策部会から報告がありました原案全体について、何か御意見がありましたらお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>廃棄物部門の二酸化炭素抑制対策の一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進に、イベント開催時の環境配慮という内容を加えてはどうかと思います。私たちのNPOは、県内で開催されるイベントの際に、廃棄物の排出を抑え、環境に与える負荷を低減するための取り組みを行っています。県でも環境にやさしいイベントを推進していますが、こういったイベントは、廃棄物を減らすだけでなく、イベント参加者に対しての普及啓発の効果も高いものと思いますので、計画に是非書き加えていただければと思います。</p>
<p>エネルギー政策課長</p>	<p>御提案をいただいた環境にやさしいイベントについては、一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進にある「県民、民間団体、事業者、行政など全ての主体がごみ減量化へ取り組む運動を展開し、全県的なごみ減量化の機運を醸成します」という施策にその考え方が含まれている、と捉えていただければと思います。他にも本計画に掲載したい具体例は幾つもありますが、全ては書ききれないということで、御理解いただければと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>よろしいでしょうか。他はございますでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>「CO₂ゼロやまなし」の実現イメージの図を見ると、2050年に電力由来のCO₂排出量がゼロになっています。これは東京電力で発電している電気は一切使わないということでしょうか。どういった生活をイメージしているのか、御説明いただければと思います。</p>
<p>エネルギー政策課長</p>	<p>これは、超高圧の送電線で遠くの場所で発電された電気を使う生活を見直し、なるべく近く、県内で作られたクリーンエネルギーや、自宅のソーラーパネルで作られた電気を使うことで、エネルギーの地産地消を図り、電力由来のCO₂を減らしていく、ということ表現しています。東京電力の系統の電力を全く買わないということが目標なのではなく、県内での電力の自給自足が可能な生活を目指す目標として示しているものです。</p>

<p>会長</p>	<p>本計画もP D C Aサイクルの中で都度見直しながら進めていくということですので、進行状況によっては、現実的な目標にシフトしていくこともありうる、ということではないかと思います。他はいかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>計画の中では、削減目標の設定において森林吸収を見込んでいますが、楽観的すぎるのではないかと思います。森林の状況を見ますと、外国からの安価な材木の輸入により国内の人工林は荒廃し、森林は飽和状態です。近年は針葉樹だけでなく広葉樹等の植栽も行われるようになってはいるものの、シカの食害が年々深刻化しており、いくら植えてもシカに食べられてしまう状況です。そういった状況を考えると、見込んでいるような森林吸収は不可能なのではないかと思います。やはり、根本的な対策が必要であり、森林を100年前の状態に戻すために、オオカミを導入してシカの数減らし、健全な生態系に戻していく必要があるのではないのでしょうか。国レベルでの検討課題というお話もありましたが、国の決めたことに黙って従うだけが県や市町村に求められる役割ではないはずです。根本的な解決のために、県から国に働き掛けていくべきではないかと思います。</p> <p>また、太陽光パネルについては、弊害に触れられていない点が気になります。太陽光パネルの設置には、耕作放棄地や休耕地が使われることも多いですが、日本の食料自給率が40%を切っているという現状を考えると、耕作が可能な場所に太陽光パネルを設置することには疑問を感じます。また、太陽光よりも太陽熱の利用についても加えていただければと考えております。私は太陽熱の温水器を使用していますが、夏は全く加温する必要なくお湯が使える、冬も少し温度を上げるだけで使うことができます。温水器も、太陽光発電より安価に設置できますし、ぜひ導入を進めていただければと思います。</p>
<p>エネルギー政策課長</p>	<p>森林吸収については、気候変動に関する国際的な枠組みの中でルールが定められており、本計画においてもそれに沿った形で森林整備による削減効果を算出しているものです。</p> <p>太陽熱については、おっしゃるとおり有効な方策であると認識しておりますので、利用を促進していきたいと考えております。</p>

会 長	<p>先程の第2次環境基本計画の説明にもありましたが、この計画についても、県の他の計画とも連携を図る中で推進していただき、そういった連携の中で様々な問題への対策を進めていただけるよう、期待したいと考えております。</p> <p>他に意見はございますでしょうか。</p>
会 長	<p>それでは、審議事項（4）の「山梨県地球温暖化対策実行計画（素案）について」は御異議ございませんか。</p> <p>◆異議なし◆</p>
会 長	<p>それでは、知事からの諮問に対し、当審議会として異議ない旨決定されましたので、そのように答申したいと思います。</p>
会 長	<p>それでは、本日の議事については、以上で終了いたします。</p> <p>委員の皆様には、議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。</p>